蓮照寺合同墓規約

第1条 目的

宗教法人蓮照寺(以下「蓮照寺」という)は、主に墓地のない、また墓地を管理する人がいない方々などのお骨を納め、寺で行う彼岸会・報恩講に参拝し、仏の教えを聞く縁をつくることを目的として建立する。

第2条 名称及び事務所

合同墓の名称は「蓮照寺合同墓」(以下「合同墓」という)とし、管理事務所は「津久見市セメント町 3-9 蓮照寺内」に設置する。

第3条 管理運営

合同墓の管理運営主体は蓮照寺とし、 管理責任者は蓮照寺代表役員(住職) とする。

第4条 利用資格

- 1) 蓮照寺門徒であること。
- 2) 一般希望者(合同墓の申し込みをご縁とし蓮照寺門徒となる。)

第5条 申込方法

- 1) 申込は指定の用紙に必要事項を記入し、使用料を添えて寺に提出する。
- 2) 生前申込の場合には後見人を一人 定める。

第6条 合同墓使用料

合同墓使用料は10万円(12年間)と し、契約を解除しても返還しない。

第7条 運営規定

- 1) 遺骨は 12 年までは骨壷のまま安置し、期間経過後は合葬する。
- 2) 納骨者は火葬(改葬) 許可を受けている者とする。
- 3) 12 年が経過した後も継続して安置 しようとする者は、1 年前から契約更 新の申込みをすることができる。

4) 骨壺の大きさは6寸以下とする。

第8条 その他

- 1) 自然災害などによる骨壺等の破損の場合は、蓮照寺の管理責任は問えないものとする。
- 2)本規定に定のない事案については、 その都度協議の上、蓮照寺住職が判断 する。

附則

本規約は 2019 年 9 月 23 日より施 行する。

以上

大分県津久見市セメント町 3-9 宗教法人 蓮照寺 代表役員 古谷聡